

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第十号

昭和二十七年二月七日(木曜日)午後一時四十六分開会

常任委員 小田 正義君
会専門員

委員の異動
二月四日委員山本米治君辞任につき、その補欠として瀧淵春次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平沼勲太郎君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
菊川 幸夫君

委員

黒田 英雄君
西川甚五郎君
小宮山常吉君
小林 政夫君
下條 恭兵君
波多野 鼎君
油井賢太郎君
森 八三君
木村禮八郎君

國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君
大蔵大臣官 房文書課長 村上 一君
大蔵省主計 局法規課長 佐藤 一郎君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

本日の會議に付した事件
○財政法、會計法等の財政關係法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)(第十二回国会継続)

○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案(内閣送付)
○国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○開拓者資金融通特別會計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案(内閣送付)
○小委員会設置の件
○小委員の選任の件
○小委員長の指名の件
○派遣議員の報告

○委員長(平沼勲太郎君) それでは大蔵委員會を開会いたします。
財政法、會計法等の財政關係法律の一部を改正する等の法律案について、大蔵大臣に対する質疑をお願いいたします。

○木村禮八郎君 菊川君がこの前質疑をしまして、まだ統一系統的に質疑されるようでありませんが、その前に、これまで一応大蔵大臣に質疑した点で、まだどうしても納得できない点がありますので、くどいようであります。重ねて大蔵大臣の意見を聞いておきたいのであります。それは結局、問題は憲法八十六條の問題なんでありまして、いろ／＼私その後検討してみたいのであります。八十六條は、大蔵大臣が解釈しているように、「内閣は、毎會計年度の予算を作成し、云々」という場合の予算は、どうしても歳出入予算と解さなければ辻褄が合わないと思うのです。それで、予算総則、歳出入予算、国庫債務負担行為、こういうもの、更に又継続費までも一応含めて解釈すべきであるというのが、大蔵大臣の御意見であつたやうであります。若しそう解釈するとはかのいろ／＼な点で非常に不合理な点が出て来ると思ふのです。それで一応八十五條に基いて政府は継続費も認められていたのだと、こういうまあ解釈にしているやうであります。併し八十五條は御承知のやうに、あの規定の根本は、前の財政緊急処分、ああいうやうなことをやつてはいけないうやうな規定であつて、それが継続費までも含めて予算としてこれを計上していいという、その根拠にはならないと思ふのです。そこで予算として継続費を認めて行くことではない。八十六條はやはり歳出入予算のことを規定しているのであつて、それはやはり毎會計年度国会に出さなければならぬ。毎會計年度は會計法で一カ年と定めてある。こういうふうな解釈すべきでないかと思ふのです。そうでないやうしても私は辻褄が合わない。ですから八十六條から見た限り、どうしても私は憲法に違反

してゐる。予算として継続費を組むことはです。この点もう一度はつきりした御答弁を願ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) 予算とは何ぞやといふことになりませんが、これは財政法十六條で、ちよつと読んで見ますが、財政法第三章、第二節、予算の作成、第十六條「予算は、予算総則、歳入歳出予算及び国庫債務負担行為とする」と、財政法十六條にはつきり書いてある。そこで予算といふものは、この前波多野委員から債務負担行為を含むかといふ質問のときに申上げた通りであります。私は八十五條は予算の實體であり、八十六條はその手続をきめておる、こう解釈しております。

○木村禮八郎君 そこでその八十六條が「毎會計年度」といふことを纏めておいて、そうしてその「予算」を作成し、云々、これは歳出及び歳入両方を意味しておることは勿論であります。それで歳入歳入について予算を作成して国会の承認を得なければならぬ、こういうことになつておるので、財政法でいふその国庫債務負担行為、それから予算総則等よりも、むしろ歳出入予算といふところに重点があると思ふ。ですから国庫債務負担行為といふのはすぐに歳出を伴わない場合が非常に多いのであります。ですから国庫債務負担行為はやつていいのであります。それが歳出を伴う場合には必ずこれは予算として毎會計年度作成して、国会の承認を得なければならぬ、といふことに私は解釈しなければなら

ないと思ふのです。そのところは非常にあいまいに解釈しておりますが、それはどうしても歳出入予算と解釈すべきではないのですか、八十六條の予算といふ場合には。

○國務大臣(池田勇人君) 只今お答え申上げた通りでございます。八十五條並びに八十六條を受けて立つておる財政法におきましては、予算といふものに債務負担行為も含めて言つておるのであります。

○木村禮八郎君 そうしますと、継続費といふものは含めていない。憲法においては、継続費といふものは八十六條において否定はしておるのではない、予算として作成することを認められていない。ですから別途予算以外の法律案によつてやるのが本當であつて、八十六條では継続費を否定したのではありません。ありませんが、予算として作成することを禁じておると思ふのです。

○國務大臣(池田勇人君) 予算として作成することを認めておると思ひます。それで、あなたは継続費といふものは毎會計年度でないから、していいのじやないかと言われますが、それならば同じ予算の中にある国庫債務負担行為も予算である、そうしてこれは三年間という期限を置いてある。又同じ予算の中でも二年分もある、こういうところから考へて見れば、憲法八十六條の毎會計年度は原則を言つておるのであつて、例外的にそういうことをきめ得ることを予定しておるのじやない

且つそれに基く支拂いをするという商

あるという段階に至つたと認められる

か。そこで軍事的な支出が各所に行わ

か。いろいろ折衝の結果、今度はこう

います。この点についてもう一度お伺

いしたい。

○国務大臣(池田勇人君) 憲法制定、或いは財政法の制定の当時の司令部等のいきさつは存じませんが、今お話の通り、前の緊急財政処分というものは、これはよくないからというので新憲法は排除している。ところが予算は八十五條によりまして国会の承認を得なければならぬ、こういうことを講じているのでありますが、こういうことは緊急財政処分を意味しておるのである、継続費までこの憲法は行かないのだ、憲法上認められないのだ、こういうことを向うさんが言ったかどうかは存じません。而して今回の財政法の改正につきましては、その折衝を私はいたしておりましたので、折衝いたしました事務局からお聞き願います。

○政府委員(佐藤一郎君) 今木村さんがごまかしたとおっしゃいましたが、私は財政法、法文を作る立場から率直に申し上げますが、決してそういう気持ちでやつたものではございません。ちよつと速記をとめて頂きます。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記をとめて下さい。

○木村八郎君 私は憲法が継続費を否定していると言っているのではありません。どうも大蔵大臣はそこを誤解しておられるのではないかと思います。前に私は憲法は継続費を否定しておるのではないと申した。ただ継続費を予算として組むことはこれは禁じておる、やはり予算は年次制を貫くべきであると思う。こういうことを規定し

ているのだと思う。ですからイギリスでもフランスでも継続費的な歳出はしているわけですから、けれども、それを予算として認めてはいない。継続費を予算として認めてはいない。単行法で別途これをやっておる。だから今後継続費というものを必要とすれば、そういうように、イギリスやフランスでやつておるような形でやつて行くべきじゃないですか。憲法の精神から言えれば、憲法を拡張解釈して、それでやつて行くというのには、私はそこに少し無理があるんじゃないかと思う。その点なんです。私は継続費自体をこれを否定する、あるいは、これは情勢上妥当じやないと思う。やはり継続費というものは必要になつて来ると思う、長期建設すれば、それを予算として、予算制度として認めるというところに問題がある。

○政府委員(佐藤一郎君) 今木村さんがごまかしたとおっしゃいましたが、私は財政法、法文を作る立場から率直に申し上げますが、決してそういう気持ちでやつたものではございません。ちよつと速記をとめて頂きます。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記をとめて下さい。

○木村八郎君 私は憲法が継続費を否定していると言っているのではありません。どうも大蔵大臣はそこを誤解しておられるのではないかと思います。前に私は憲法は継続費を否定しておるのではないと申した。ただ継続費を予算として組むことはこれは禁じておる、やはり予算は年次制を貫くべきであると思う。こういうことを規定し

與えてやるべきだと私はこう解釈しておるのです。それが本当じやないのですか。大蔵大臣どうですか。

○国務大臣(池田勇人君) 大分近寄つて参つたようであります。木村さんは憲法上継続費を否定しておるものではない、認めておる。又實際上継続費というものはあつたほうがいい。然らば憲法違反というのはどこかという、八十六條、年次制だ。それで八十五條では認めておるが八十六條では認めていない、こういうお考えだと思ひます。実は実は八十五條で認めておる、それで形式的な手続をこれとつておる、この年次制というものは、繰越だとか或いは債務負担行為で例外的に外れる場合も今まで認めておる。こういうことからすれば、継続費も予算でございまして、予算として八十五條も八十六條も認めておるのではないか、認めていいじゃないか、こう思ひます。併しなご法律を設けてやると申しましても、アメリカとかイギリスとは違ひまして、予算の一体性を日本の憲法は強く……法律と予算というものは別個に取扱つております。これはもう日本の憲法のゆるがすべからざる原則であります。而して八十五條で継続費を認めておる、六條のほうで年次制といつておるから、例外もあるのだということになれば、予算の一体性からいって継続費を予算として組むことは違憲ではない、実質上便利だ。そこで継続費を八十六條で認めておる。而して今度そうなつて来ると、あの問題は継続費の次年度分がどうなるか、こういうことに移つて来るのではないかと思ひます。

○木村八郎君 これはもう議論にな

つて果てしもありませんから、もう一つ別の質問をいたしたいのですが、昨日予算委員会が会計年度、この継続費の会計年度ですね、それから決算について伺つたのですが、これは毎々決算する、会計検査も従来通りやる、こういうお話だつたのですが、そうしますと、継続費予算というものは五年なら五年、これが会計年度になるのですね。五カ年というのが会計年度になるのですか、そうじやなかつたら私はおかしいと思う。これに対して毎会計年度決算するというのは、これはどういう意味であるか。例えば臨軍費会計を例にとつては悪いけれども、あれは決算は最後になる。今度の継続費というのは、毎年々々決算するということになる、今までのいわゆる継続費といふものは或いは臨軍費的なものと非常に違うようなんですが、やはりそういう普通の予算と違わぬのじやないですか、毎年決算をする……。

○政府委員(佐藤一郎君) 毎会計年度、毎年この決算をいたしますと共に、総体が終りましたときはその総体としての決算の報告もする、これは継続費の一種の二重性でございますが、

これはあたかも継続費について当初一

これはあたかも継続費について当初一

○政府委員(佐藤一郎君) これは当初に議決はされておりましたが、国庫債務負担行為においてですと、そういう問題は準でおるわけでありまして、即ち将来において何らかの意味において国の財政上の負担になるものを残しておるわけでありまして、継続費といへどもやはりそのやや明確になつたものであるというに過ぎないのでありまして、勿論将来にどの程度の財政負担を残すかということは、財政計画等と脱み合せて政府並びに国会が予算の審議

○政府委員(佐藤一郎君) 今木村さんがごまかしたとおっしゃいましたが、私は財政法、法文を作る立場から率直に申し上げますが、決してそういう気持ちでやつたものではございません。ちよつと速記をとめて頂きます。

の際に適當に考慮されるものだと思います。

○小林政夫君 前回の委員会では、政府提出の歳出總予算の枠内において繼續費の二年度以降の年割額を増額していかどうかということについて、大蔵大臣は、私見としては自分はやつていいと思う、やれると思うが、政府の統一した見解がないということでありました。その点について政府として意見がまとまらなかったらばお話を願いたいと思います。

○國務大臣(池田勇人君) まだ閣議にはかけておりませんが、大蔵大臣としては増額して差支えないと思ひます。ついでに申し上げますが、予算提出権が御承知の通り政府にあるのでございしますから、私は新たなものを設けて予算をそこへ廻すということとはよくない。既設の工事のうちの増減は差支えないと思ひます。増減といつても増加ばかりになつて、總体の予算が増えるという場合にはどうなるかという点、私はこれは程度問題でございします。差支えないと解釈したいと思ひます。治革的に申しますと、予算についてのイギリスの例なんかを續いて見ますと、金銭予算というものは國王のみが出す、國王並びにその政府が出す。こういう一つの會計法的なものじやなしに、やり来たりでつと予算は政府に提出権がある。日本においても欽定憲法時代には相當そういう思潮がはやりまして、予算の總額を殖やすということではできぬという解釈が圧倒的だつた。併し新憲法になりまして、国会が國家の最高機關でございしますから、提出権に違反せざる限りにおいて總額の増減は止むを得ないのじやないか。併

しそれが形式的に行くと、かなり無理やりに多くなるといふことは、これは政治問題として私は避くべきじやないか。理論的に私は或る程度増額することは憲法違反じやない、こう考へております。

○委員長(平沼騷太郎君) ちよつと申し上げますが、大蔵大臣は二時半でしたら、衆議院の予算委員会に出られる関係がありますので、そのおつもりで御質問を願ひます。

○菊川孝夫君 私もこの間大蔵大臣から、繼續費の国会の修正の問題について伺ひましたが、どうも繼續費といふものの解釈は、いろ／＼本を讀んで見ても、聞いて見ても、国会に修正権が絶対ないといふこともどうかと思ひますが、併しえらく軽く修正権がある、どうでも直すのだというやうな答へに受取れたと思ひます。成るほどこの法案を国会で説明される場合に、国会においてそのやうのは通りがいかも知れませんが、一事不再理といふこともございしますし、一旦通つて、年次割もきまつちまつたやつを修正するといふ場合には、よほど情勢、事情の変化のあつた場合といふことが、これが前提でなければならぬと思ひます。たゞ政府の政策の変更だとか、そういうもので私は変更すべきじやない、従いまして時の国会の勢力分野の変更等によつて変更すべきじやなくて、例へば大きな天災があつたとか、平価の切下げをやるというやうな経済事情、情勢の変化というやうな場合においては、私はいいと思ひますが、国会の勢力分野が變つたからつて繼續費に手を加へるといふことは、私はあり得べきじや

ないと思へるが、えらい、大蔵大臣がそのとき／＼によつて簡単に直してもいいという発言であつたと思ひます。すると繼續費の意味がなくなるので、繼續費設定の要望を各方面に聞きました。も、やはりそれが国会を通つておれば、それによつてすべての計画を進めるのだ、而もそのために國費の経済的な使用ができるのだといふやうなことを言つてゐるのです。ところが、前のやうなことでは予算が通過してしまわないことには、どういふやうに創設されるかわからぬといふことじや、私は繼續費の意義がない、こゝういふやうに思ひますが、あのときの答へがちよつと繼續費といふ常識から考へても、大蔵大臣の説明は、私たちはむしろ余りにも簡單な御説明のやうに思ひますが、この点、もう一遍伺ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) 菊川さんは軽く變更されるのだといふやうに感ぜられたやうでございしますが、決してそうじやない。私は理論的に申上げて、考へ方は變更されないものじやありません、こゝういふことなんでしょう。ただ實際問題としては、お話の通りでございします。一応国会で議決なすつたものはできるだけ尊重して行かなければならぬ、政治的にもそうやらなければならぬと思ひます。従つてよほどのことがない限りにおいては、私は變更しないといふことが原則だ。理論的に變更えられないか、變更することができな

やありません。予算として、繼續費として、國會の議決があつたものでございしますから、これは飽くまで尊重しなければならぬ。飽くまで尊重するといふことは、絶対不動のものかと言われれば、これはそう解すべきものじやない、こゝう言つてゐるのであります。

○菊川孝夫君 次に繼續費の用途であります。今、政府の提案してゐる法案を見ますと、「一國は、工事、製造その他の事業」といふことになりまして、國がやる事業は何でも繼續費を設ける、こゝういふやうに解釈できるわけでありまして、例へば事業につきましては、直接事業と間接事業とあると思ひます。こゝういふのは補助金なんかを出すのは、広い意味において事業だと思ひます。民間にやらして助成金を出す、これはもうほうの側から見れば、やはり長い間に亘つて、五カ年計画で大きな事業をやる、助成金をもうといふ場合に、計画通りにやつておつて助成金を途中で打ち切られると大変だ、これは地方の自治体に対する場合も同じことだと思ひます。「工事、製造その他の事業」と、こゝういふやうになつておられますが、大体今の出ておるのはわかつておりますが、このくらいな限度のやつを、ああいう表現にしたものであるか。それとも今後そういうたい／＼の國のやる事業については、すべてこれを必要によつては使つたかどうか、これを一つ伺ひたい。

○政府委員(佐藤一朗君) 勿論何らの制限を付しておりません。従つてやろ

うと思へば、政府が提案しようと思へばできます。又國會がこれを議決されようと思へばできるわけでありまして。こゝういふ場合がございします、公共事業におきましては、御承知のやうに、直轄工事のみならず、いわゆる補助事業といふものもございします。主幹幹線は國が直接やりまして、その次に連つておる支線は地方公共団体がこれをするといふ場合には、一つの事業が直轄工事であると共に補助事業を伴うわけでありまして。こゝういふやうな、これは現在別に直接例があるわけじやございしません。ただ考へられるといふことではあります。こゝういふ場合に、國の直轄工事の繼續費と合せて、地方公共団体の繼續費の事業について繼續費を出すといふことは考へられないと思ひますが、私どもは、國の予算といふものは將來参りますからして、結局それについて無理な制限を付加するといふことは、却つて予算の編成の見地から見ると適當でない。これは個々の予算の審議の問題として國會において十分具體的に御審議を願ひ、必要でない繼續費は落して頂く、削減して頂く、こゝういふ氣持でおるわけでありまして。

○菊川孝夫君 これは成るほど國會においてすべて……まあ何でも國會において國會においてと言われるのであります。が、實際問題として編成……、今の國會が政府のこの予算、特に予算についての勢力関係と申しますか、まだ日本の國會は、それはアメリカの國會のやうな都合に行つておらん。實際問題として政府の編成した予算案といふものは、随分まあ強引にこれはどうしても通るといふのが長い間の……、それは特別な内閣が、その予

出権に違反せざる限りにおいて總額の増減は止むを得ないのじやないか。併

野が變つたからつて繼續費に手を加へるといふことは、私はあり得べきじや

ないと思へるが、えらい、大蔵大臣がそのとき／＼によつて簡単に直してもいいという発言であつたと思ひます。すると繼續費の意味がなくなるので、繼續費設定の要望を各方面に聞きました。も、やはりそれが国会を通つておれば、それによつてすべての計画を進めるのだ、而もそのために國費の経済的な使用ができるのだといふやうなことを言つてゐるのです。ところが、前のやうなことでは予算が通過してしまわないことには、どういふやうに創設されるかわからぬといふことじや、私は繼續費の意義がない、こゝういふやうに思ひますが、あのときの答へがちよつと繼續費といふ常識から考へても、大蔵大臣の説明は、私たちはむしろ余りにも簡單な御説明のやうに思ひますが、この点、もう一遍伺ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) 菊川さんは軽く變更されるのだといふやうに感ぜられたやうでございしますが、決してそうじやない。私は理論的に申上げて、考へ方は變更されないものじやありません、こゝういふことなんでしょう。ただ實際問題としては、お話の通りでございします。一応國會で議決なすつたものはできるだけ尊重して行かなければならぬ、政治的にもそうやらなければならぬと思ひます。従つてよほどのことがない限りにおいては、私は變更しないといふことが原則だ。理論的に變更えられないか、變更することができな

やありません。予算として、繼續費として、國會の議決があつたものでございしますから、これは飽くまで尊重しなければならぬ。飽くまで尊重するといふことは、絶対不動のものかと言われれば、これはそう解すべきものじやない、こゝう言つてゐるのであります。

算案が通らなために瓦解したような例

もありませんが、こんな小さい問題にそんなことはあり得ないと思う。従つてこれを広くやつて置くと、どうしてこれは将来において濫用の虞れがだんだんと出て来ると、私はこういうふうに思う。又過去においてもそれがあつたのでありまして、例がないことはないのであります。そういう意味におきまして「製造」というようなことにも言つておるわけでありまして、国が何か製造するといふ製造のときは、極端な例を申しますと、それはまあ原子爆弾という意味じやなしに、原子力によつて第二の産業革命が起るというやうなことが言われるのだから、原子力の研究所なんかしらえるといふことも、これはまあ考えられまじやう。原子爆弾をこしらへなくても、原子力をもつとほかの産業方面に応用するため研究するといふやうなことになるつて来て、必要だといふことを言われれば理窟には合ふといふことになつて来ます。差当つては想像もされないものであります。差当つては継続費で「製造」といふのは、どういふことを言つておられるのか、この点について一つ。

○政府委員(佐藤一郎君) 現在には別に直接今度の予算にも出ておりませんし、具体的に考へておりません。これは菊川さん、木村さんから再軍備と関連があるのじやないかと言つて頻りに責められたわけでありまして、あえて再軍備と言わなくても監視船を製造するといふこともあるかも知れませんが、これはまあ何かの理由によりまして製造の必要な事態が起つたときに処し得るやうにといふことでありまして、これは結局予算の審議の問題とい

うふうに私たちは考へております。

○菊川孝夫君 まあ監視船を継続事業でやるというところは、これは本場の詭弁でありまして、大和、陸奥の場合であつたら継続事業ですが、監視船を五年もかかつてやるというやうなことは今の日本の造船技術から言つてちよつと考へられないので、製造といふ文字は、私は不要な文字だと考へるのであります。これは意見でありまして、質問ではありませんが、次に大蔵大臣からこの点だけは是非伺ひたいのですが、公務員の汚職事件と認証制度の簡素化についてお尋ねしたいと思ふのであります。最近のこの公務員の汚職事件は、これは国会でも問題になりまして、新聞でもやかましく言われておりますし、重大な一つの社会問題で、遂には納税意欲の問題にまで私は発展して来るだらうと思ふのであります。そしてこれが防止対策は何と言つてもこれは刻下の急務であると思ふのであります。認証制度は、これは見方によりますと、勿論間違ひを正す、悪い人の間違ひを正すのだと、まあこういうふうには解釈ができますが、一方におきましては不正がある、その不正を防止するための一つのチェック・システムだと、こういうふうには考へられなければならぬと思ふのであります。こういうふうな今直ちにこれが対策を講じなければならぬ必要のある時期に、このチェック・システムを廃止するといふことは、むしろ私は時代逆行ではないか、こういうふうには考へるわけでありまして、而も大分この認証制度については慣れて来た面があると思ふので、終戦以来二、三年の、あの混乱時代のやうな何でもいいからやつちま

という時代ではなく、だん／＼落ちついて来たときにこれを廃止してしまふ。落ちついたときこそだん／＼と私はこれはむしろ強化する。こういうときであるし、強化しなきゃならぬと思ふのです。これはどうしても時代逆行のやうな、これはどうしてこれを廃止するといふことは、如何にも、どうも余り好ましいことではないと思ふので、若しそれで廃止した場合におきましてはほかに政府でも強硬にこれが処置を講じるのだといふやうなことを言つておられますが、一体どういふ対処のほかに処置を考へておられるのか、これを廃止したことによつてむしろ殖える、件数においても殖えるといふやうな危惧がないかどうか、この点について一つ伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 官吏の汚職事件がそのあとを絶たず、或いは最近においては少し多くなつておるじやないかといふやうなことは誠に遺憾なこととで、何とかしてこれは絶滅さすやうにしなきゃいかんと思ひます。つきましては認証制度を置いたほうがさういふことが防止しやすいのじやないか、こういう御質問でございますが、今の考へ方としてはさういふやうな考へ方があるのですが、實際問題として有害無益とは申しませんが、必ずしもそれによつてチェックできるという程度の認証制度じやないのをごさいますし、私はこの際さういふことをやめて別の方面からまあ綱紀肅正の旗印を掲げまして、職員に教育に努める、或いは制度を認証でなしにほかの方法で一つ制度の改革をやる、又監察制度等を置きまして、さういふ別の方面から汚

戦防止のほうの手を講ずるのが適當ではないか。認証制度は今までの経験から申しますと余り効果がない、手数ばかりかかつて余り効果がないといふ結論に到達したものであります。不正支出等の取締につきましては今慎重に検討いたしておりますが、先ず役人の頭の切替へ、或いは監察制度の拡充、さういふ方向に行くべきではないかと考へております。

○菊川孝夫君 それから最後に、財政法の改正案の三十四條の二に「その他大蔵大臣の指定する経費」といふことが謳つてあるのですが、これは一体どういふものを指定されるつもりであるかどうか、これを一つ構想はおありになるだらうと思ひますから、ただ単に「大蔵大臣の指定する」と言つて、どんな指定を施して行くといふこと、他官庁との振合ひもあらうから、大蔵大臣が随時どし／＼殖やして行くといふことは考へられることでもないで、この指定する経費といふものは一体どういふことを構想に画いて出しておられるのか、これを伺ひたい。

○政府委員(佐藤一郎君) 一番適當と考へておりますのは公共事業費でございます。それから警察予備隊の経費といふやうなものも今大體考へております。

○菊川孝夫君 公共事業費はもうこれは大蔵大臣が指定しないでもそれに載つておるのではないのですか。警察予備隊の経費は全部大蔵大臣の指定する経費にする、それから今度の保安費ですか、安全保障費ですか、さういふものは一体どう考へておられますか。今度新たな項目としての平和回復費、あ

りますか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは内容がだん／＼具体化して参りますに伴つて、私のほうではその内容に応じてどうするかといふことを、この四月の實行までによく内容を検討いたしたいと、さう考へております。

○菊川孝夫君 それじや警察予備隊の経費を考へておられるならば、警察予備隊の経費だけを特に大蔵大臣の指定する経費とせられるのは、さういふ理由でさういふふうにはせられるのか。

○政府委員(佐藤一郎君) 非常に巨額のものをつ一つの事項として編成しておるやうなものにつきましては、例えは實行上特に監督する必要があるといふ感じを持つものを入れて行きたいと、さういふふうには考へております。

○小林政夫君 前回菊川委員から質問があつた継続費の年限の問題ですが、一応これはやはり国会で審議するのだから、別に年限をきめてまいわゆるナセンスだといふやうな意味の、大臣から答弁がありまして、財政法の第十五條の第三項に「わが國の國庫債務負担行為については一應三年といふ年限をきめて、勿論国会の審議によつてそれを必要のある場合は延すといふに……、國庫債務負担行為については一應三年といふ年限をきめられておる。これと継続費の振合ひといふやうな意味において、審議によつて余り長いものを政府が提案すれば削つてもいいといふことになりまして、一應目安として五年或いは七年と期限をきめておいて、この書き方と同じやうに国会で必要と認めた場合は、五年とさめてあつたものを、七年或いは十年とす

る場合もあるという事はいいと思ひますが、一応そこに年限の基準を置いておく必要があるのではないかと、ふうに考えるのですが、大臣はどうお考えになりますか。

○國務大臣(池田勇人君) この前お話し申し上げたように、継続費を審議なされるときに、その年限を御審議なさるのでございますから、私は窮屈にしないでもいいのではないかと、気がいたしております。殊に先般来申上げたりしております。或る程度の修正増減はできないというわけではないのでございます。予算審議のときに年割額それから又継続の長さをおきめ下さるのが適當だと考えております。

○木村義八郎君 只今小林委員が質問いたしましたのに対して、大蔵大臣は国会で増減できるのだから、そう窮屈な制限を設けないでもいいという御答弁ですが、これは余り無責任な答弁でないか、それなら普通の予算と何ら変わらないのではないですか。継続費というものをそんなふう簡単に考えておられますか、簡単にそういうふうにするなら、何も継続費として組む必要がないと思うのですが……。

○國務大臣(池田勇人君) それは前に菊川委員にお答えしたように簡単に變更されるという意味のものではないでございます。私はこの年限をきめまして、実体を予算できるのですから法律で縛る必要はないのではないかと、思つております。

○木村義八郎君 大蔵大臣はどうも何でもこの継続費制度を合理化しようということばかりなんです、もう少し外国の例や何か御覧になつて、余り無責任な答弁をされないようにしてもら

いたいのです。アメリカあたりを見ましても、例えば軍事予算などについては、継続費については二カ年を超えてはならん、こういうことを書いてあります。併しこれがその後契約によつて二カ年は支出の場合に延長できるようなつておりますが、各国の例を見ても年限については相當制限的に皆やつておるのです。どうも日本よりも民主化されておる国において、この継続費については、これを認めていない国も、予算として認められておる国も、非常にこれを嚴重にしておるのです。今度出されるような、こんな漠然たる継続費の規定をしておる国はありません。私はこんなものを日本の国会で通してはおかしいと思ひます。範圍についても制限がない。金額についても制限がない。年数についてもはつきりした制限がない。こんな漠然とした継続費を認めておる国がどこにありましようか。その御答弁も、みんな国会で何でもできるから差支えないじやないか、これは無責任極まると思ひます。

今のような大蔵大臣の御答弁であつたら、財政法の問題として継続費を審議する必要があるとはいはれない。余りに人を食つた答弁だと思ひます。もう少しまじめに具体的に……、各国の例もあり、これまでの日本で継続費予算の制度が非常に弊害を及ぼしたのですから、そういうものについて大蔵大臣は深く反省するところがあつて、これを更に制限的に明確に規定する必要があると思ひます。小林君に対する今の御答弁なんか無責任極まるものであります。国会でどうにもできるのだから制限しないでよろしいというのは……。

私はもう一つ、それと同じような質問であります。金額について、大蔵省から我々に配付した下つた資料によりますと、陸海軍費以外の継続費というものは、これは予算は非常に少いのです。過去においては昭和十七年は、臨軍費を除いてしまつと、その他の省の継続費は一・六%、昭和十八年一・六%、十九年が一・二%、こういうふうな少いのです。過去において多い場合でも一三・七%というのがあります。一割に達したことは余りないやうです。従つて大体過去の実績の金額における継続費のパーセンテージというものをきめてもいいのじやないか、又きめておくことが必要じやないかと私は考へるのですが、この点はどうですか。過去のこういう実績を見まして大体安当な線を出しまして、そういう制限的な規定をするのが私はいふと思うのですが、大蔵大臣はどうお考えになりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 無責任だといつて叱られるのですが、私は率直に答えて行くのでございます。結論だけをやつて行くのは無責任だとおつしやいます。私はこの御答弁をしておるはずでございます。今のパーセンテージの問題でございますが、これはお話の通りに昭和二十七年の分なども殆んど一%にもならぬような極く少額であります。それではこれは一%と定めるか、〇・五%と定めるか、こういう問題はあるかと思ひますが、これも又叱られるかわかりませんが、これも又自體を一つ御審議願うのが本當じやないかと思ひます。自由党の自由主義でやつていふと、こう言われるかわかりま

せんが、とにかく何年にいたしましたも、この金額の予算上に占める割合等も、これを御審議なさるときに一つ頭において御審議頂ければいいのじやないか、こういう氣持を持つておるのではありません。

○政府委員(佐藤一郎君) 今の木村さんの御質問に対してちよつと私補足して申上げますが、それぞれ各国によつて予算の制度とわいろ／＼なものがあるに違つておるわけなんです。それで今制限がないというお言葉でございしましたが、米國などには今度全然無制限の経費を計上しておるものも一面ございします。それから継続費の効果として絶対に手を触れてはいかんというやうな制度を設けておる国もございします。それから例へば繰越等につきましても、米國の例によりますと、二年間は勝手手というところがございます。それ延ばしてどの経費にでも使える。それぞれ年限が場合々々によつて違つておるわけなんです。それでこの問題だけを形式的にお取上げになると、そういう感じをお持ちになりますけれども、非常に複雑な各種の制度が集まつてきておるわけでございます。御承知のやうに日本におきましては予算と法律と異なる議決形式をはつきりと憲法によつて認めておるわけでございます。これは我が國の憲法の特徴でございます。従ひまして予算の内容といたしましては、できるだけ憲法のこの予算の議決形式を認めた精神に照らして、余り不必要な制限は加えない。予算の審議権というものの内容に無闇に影響を及ぼすやうな制限を加えたくないという考へ方が從來からございしますし、旧憲法の継続費とは勿論その根本精神を異に

した運用をしなければならぬと思ひますが、旧憲法においてもああいふ一応無制限な形式をとつておつたのは、やはりそういう我が國の特別な予算というものに対しての憲法上の意味から出て来ておるのだらうと思ひます。でございしますからして、私たちがしましてもこの点は一応考へたのでございします。仮にこういう形をとつて出したわけでございます。

○菊川孝夫君 もう一つこの継続費で年割について伺ひたいのですが、例へばこの年割の場合に、政府の提案が五年計画で、五カ年の年割に対して総金額においては、国会はいじらないけれども、その年割を初年度のものはこれはもう予算に載つておるから止むを得んとして、次年度以降のものは又次年度の予算の際にもう一遍盛上げるのから、これは影響しない。従つてこれを延ばした縮めたりということについて、五年計画で政府は出しておるのを、十年に延ばすとか或いは三年に縮める。併し初年度のものには金額はいじらないで、次年度以降で金額を操作する。こういうものは簡単にやつてもいいの、これは政府の財政計画に大きな影響を及ぼすと思ひますが、小さい金額であつたら大きな影響も及ぼさぬが、これは自由以前年の年割額を、一旦議決したものを修正するのは、ちよつと性格が違ふと思ひますが、これについてどう考へておられるか。

○國務大臣(池田勇人君) それも可能と思ひます。何でもかでもできるというのをいわれるかも知れませんが……、五年間というのを七年間になさることもできますし、三年間になさることもできると思ひます。

した運用をしなければならぬと思ひますが、旧憲法においてもああいふ一応無制限な形式をとつておつたのは、やはりそういう我が國の特別な予算というものに対しての憲法上の意味から出て来ておるのだらうと思ひます。でございしますからして、私たちがしましてもこの点は一応考へたのでございします。仮にこういう形をとつて出したわけでございます。

○菊川孝夫君 もう一つこの継続費で年割について伺ひたいのですが、例へばこの年割の場合に、政府の提案が五年計画で、五カ年の年割に対して総金額においては、国会はいじらないけれども、その年割を初年度のものはこれはもう予算に載つておるから止むを得んとして、次年度以降のものは又次年度の予算の際にもう一遍盛上げるのから、これは影響しない。従つてこれを延ばした縮めたりということについて、五年計画で政府は出しておるのを、十年に延ばすとか或いは三年に縮める。併し初年度のものには金額はいじらないで、次年度以降で金額を操作する。こういうものは簡単にやつてもいいの、これは政府の財政計画に大きな影響を及ぼすと思ひますが、小さい金額であつたら大きな影響も及ぼさぬが、これは自由以前年の年割額を、一旦議決したものを修正するのは、ちよつと性格が違ふと思ひますが、これについてどう考へておられるか。

○國務大臣(池田勇人君) それも可能と思ひます。何でもかでもできるというのをいわれるかも知れませんが……、五年間というのを七年間になさることもできますし、三年間になさることもできると思ひます。

した運用をしなければならぬと思ひますが、旧憲法においてもああいふ一応無制限な形式をとつておつたのは、やはりそういう我が國の特別な予算というものに対しての憲法上の意味から出て来ておるのだらうと思ひます。でございしますからして、私たちがしましてもこの点は一応考へたのでございします。仮にこういう形をとつて出したわけでございます。

○國務大臣(池田勇人君) それも可能と思ひます。何でもかでもできるというのをいわれるかも知れませんが……、五年間というのを七年間になさることもできますし、三年間になさることもできると思ひます。

○菊川孝夫君 これは政府の同意なしに国会が勝手にやればいいわけですか。

○国務大臣(池田勇人君) 予算には載っておりません。

○菊川孝夫君 載つておらんから、それは政府は義務を負うべきことにならう。

○木村義八郎君 簡単ですから……、濫用の問題ですね、大蔵大臣もやはりこの制度が濫用されてはいけないというところについては同感だと思ふので、それで濫用を防止するというところについて、こんなに漠然と規定した場合、我々一番濫用ということを恐れるわけですね。基本としては我々はこれは憲法違反と思つていますが、若し百歩を譲つてこれを許す場合、今度は濫用が問題になる。濫用ということについては、こんなに漠然と規定した場合、政府はこれをさせないように、政府の側としては、国会は国会として十分監督しなければなりませんけれども、どういう考えを持っておられるか。

○国務大臣(池田勇人君) 濫用は何分いかんのでございまして、極力これは避けなければいけません。私といたしまして、あなたのおつしやる毎会計年度という原則を認めておる。ただ場合によつて例外もあり得ることとございまして、例外のほうをどう／＼やつて行くというわけには行かんと思つております。政府といたしましては継続費のみならず一般の経費の使い方も、それはもう厳に慎まなければならぬ問題だと考えておるのであります。決して濫用すべきものではないと、私は私よく承知しております。

○木村義八郎君 只今大蔵大臣がそういうつもりだといふのですね、いけないう……、それだから我々は心配だからこれをもつと明確に制限的に規定したほうがいい、具体的に……。そうすりや安心が行くわけですね。ただ濫用は何でもいけないう、これはもう雨が降つたら天気が悪いと同じで、(笑)そんなその……もう少しこれを具体的に規定しては悪いのですか、政府のほうでもつと明確に、例えば数年というのを五年とか五年以内とか、何とかこう規定されることがどうして都合が悪いのでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) 私は根本的に、この国会がとにかく最高機関だ、こういう考え方を持っている。そこで年限の問題にしても、割合にして財政法でそんな細かいことをきめなくても、個々の問題で、個々に御審議なされればそれでいいのじやないか、こういうことなんです。あなたがたがここで御勝手にそれを制限しようとか何とかいう主張は、国会は最高機関である、こういうこととおやり下さらないかと、昔のようなお考えになるのじやないかと思ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) これで大分質疑も長くやりましたのですが、大体盡きたと見て、この辺で質疑を打切ることにして差支えございませんか。

○木村義八郎君 大蔵大臣に対する質疑はあれですけれども、佐藤さんに対する質問はまだありますから、質疑を打切るということにはして頂きたくないのです。

○油井賢太郎君 極めて簡単に……、会計法関係で各庁へ政府の支払或いは歳入の徴収を委任している制度がありま、それを各省各庁がばら／＼にやつていけるので、地方の出納官が非常に迷惑をこうむるという声もあるのですが、大蔵省一本くらしいにまとめてやるといふ方法はとれないものでしょうか、この点をどうぞ……。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと御質問の内容が少しわかりかねる点もございまして、只今おつしやいましたのは、いわゆる支出官という制度がございまして、この支出官が本省にもございまして、各出先官庁にもございまして、それから又府県の知事に支出を委任する、こういう場合もございまして、それでこれにつきましましては、おつしやいますように、アメリカのような場合におきましては、大蔵省が全部支出官を持つております。即ち各省は契約だけをする権限が與えられております。その契約に基きまして支出をいたします。ときには、大蔵省の系統の支出官の事務所が全国にございまして、これに連絡しまして小切手を振出すという仕組みになつておるのでございまして、日本の場合におきましては、予算の編成につきましましては、大蔵大臣が代行の責任を持つておるわけでございますが、その実施につきましましては各省大臣が権限を與えられておる、そういう根本の建前がございまして、只今のところは今おつしやいましたように、これを大蔵省一本にまとめますというところは、まあ根本的な改正になりますので、私のほうじや内々研究はいたしておりますけれども、まだすぐこれを取上げるといふ段階には行つておりません。

○油井賢太郎君 私の言うのは、あなたの今の御説明の中の都道府県という

ような地方自治団体ですね、これに対する……。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと油井委員に申し上げますが、財政法、会計法以外の質問はちよつと待つて下さい。

○油井賢太郎君 いや、これは会計法についてです。成るべく速かにやるといふことが地方自治体としては非常に便利だと思ふのです。

○政府委員(佐藤一郎君) おつしやいますように、私のほうも会計制度について調査研究いたしております。

○波多野鼎君 実は今日の新聞を見ておつて一つお伺いしておかなければならぬと思つたのは、例の匿名供出の免税の問題なんです。新聞によると免税のものを伝えておる、或る新聞には廣川農林大臣の談話として、大蔵大臣の了承を得たんだという記事が出ておるかと思へば、他の新聞には誰だつたかの談話として、大蔵大臣はそれはまあよろしくやるんだというような話が出ておつた。こういうような記事を出して／＼説きますと、あの匿名供出の免税の問題なんです、これは税法に關係があるので、我々非常に関心を持つのでありますが、あの農林大臣と大蔵大臣との話合ひの本体は一体どうなつておるんですか、その点一つお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、今日新聞を見て意外に感じました。私は、とにかくこの際相当供出が行われる見込みだから、あれ以上何か考へてくれ。よろしくあらう、おれも考へよう。こういう廣川君とは話合ひをしたのであります。廣川君も昨日は何か国税庁長官のところへみずから行つたよう

でございまして、申出に……。それから今日も衆議院の予算委員会午前中答えておきました、この超過供出というものの報奨金とか何とか、いろいろものは予算にはない、實際は集荷委託費として或る程度出そうというふうなことになつておるんです。それで超過供出とか何とかいふ農家の所得というものは、供出したからどう課税する、供出しなからどう課税しないといふ、こういう問題ではないのであります、自分のところからどれだけ米が取れた、自分のところで食べる分を節約して出したら分にく課税するんだといつたら二重課税になると思ひます。自分の食ふ米も一応收穫として課税しておるんですから、實際をよく見極めないと、一概に匿名供出とか、超過供出で課税するとかしないとかいふ問題じやないと思ひます。十石なら十石收穫があるところ、必要経費はどれだけ要つたか、又自分が四石保有して六石供出する。自分の四石のうちの一石は一つほかのものと代替して、六石のほうへ一石ほど加えて出そう。こういう場合においてこの一石に特別課税をしたら二重課税になる。こういう供出の事態を調べて私は課税上無理がないように、国策に應じて増産を、供出をたくさんして下すつた人々については、行政上の手続として適當な方法を講ずるのが適當ではないかと考へております。これは御承知の通り、昔でも誠実に申告を出した場合におきましては、多分二割程度の差がある場合には申告を是認するというような考慮をいたしておつたのでございまして、今その額は少し少くなつていようござい

ますが……、それから又報奨金とか、いろ／＼なものにつきましても、今まで経費の見方その他によりまして適当な措置をとっておるのであります。だから私は供出の状況を見まして、とにかくできるだけ減免の措置を講じた。手心で行けないという場合におきましては、立法をしなければならぬ。もわかりませんが、たくさん供出して下さったかたに税法上の便宜的取扱をするという事は、廣川農林大臣と意見が一致いたしておるのであります。どういふふうな方法でやるかということにつきましては、事務局で検討いたしておるのであります。そういうことでございまして、超過供出だから課税するとかしないとか、こういうことよりも農家所得の実態をどう見て行くかということにあると考えておるのであります。

○波多野鼎君 そうしますと、農林省でいわゆる供出を多く確保するために免税の措置を講ずるという事を農林大臣、次官あたりが地方を廻つて触れ廻つておるわけなんですか、こういうことはまだ政府としては決定しておらんことだということに理解していいんでありますか。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほど申し上げましたように、趣旨としては私は同意しておるのであります。どういふやり方によるかという事は供出の実態がまだわかりません。で收穫がこれだけあつた、その收穫の分を供出を引くかどうかという問題、そういう具体的な問題は話しておりましたが、たくさん供出して下さったかたに對しましては、行政上の取扱で、それがたくさん出たのだからというので上積にし

てそれをどう、こういう考えは私は適當でないと思ひます。

○波多野鼎君 それは少しあなたの理解が間違つておるんです。そうじやなくて、超過供出、匿名供出の制度なるものを設け、匿名供出というものにつきましては免税をするということなんです。上積をとるということではなくて免税するという事を触れ廻つておるわけでありまして。そういう免税の措置を講ずるという方針は政府においてはまだきまつていないかどうかということなんです。

○国務大臣(池田勇人君) 免税ということば、元がわからないのでございませう。例えばその人が所得税のかからん程度のものであれば免税のしようがないのです。所得税のかかる程度のものであれば自分の食べるものを出したんだということになればこれはもうかけようがない。課税するのが間違つておる。だから具体的に個々の案件についてと云へません。ただそれじや前提として所得税のかかる者が匿名供出をした場合においてどうするか、自分の食べるものを供出したときには課税をすべきものじやない、自分の食べないものを、自分の自家保有米としてやつたんだ。併しそのときに十石できたものを八石は課税をした、その二石が出て行つたというときには八石として課税することとはどうかという問題になるんです。そこでこれは實際は十石できたが八石だということに、八石として計算したときにその人の申告が適正ならば或る程度目をつぶらう、こういうことなんです。それだから實際を見なければわからないので、それが元

の課税というものがきまらないのですから、免税するとか何とかいうことはなか／＼起りにくいのです。實際において考へる、これは来年度納める税金になるのでございませう。だから様子を見まして立法的措置をとらなければならぬやうなことであればそれをとります。又手心で行けるということならば手心で行く、ただ気持はそういうふうになくさん出して下さる人に対しては、できるだけ課税の軽減措置をとらう、こういうことであります。

○波多野鼎君 それでは政府の方針として今きまつておることは、多くの供出者には何らか政府のほうからも報いる途を講じたいという気持があるという程度のことなものでありますね。

○国務大臣(池田勇人君) その通りであります。

○委員長(平沼騷太郎君) それでは大蔵大臣に対する質疑はこれで打切つて差支ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼騷太郎君) それでは政府委員が残つておりますから質問を御統行願ひます。

○木村義八郎君 ちよつと佐藤さんに伺いたいんですが、繰越明許のことなんでしょうが、これは従来から認められておつた。ところが十四條の三に明記するわけなんです。はつきりと謳うわけなんです。その理由です、どうして謳うわけなればならないのか。それから恐らくこれは提案理由に書いてあつたかと思ふんですが、今までの明許繰越と今度少し範囲が狭がつて違つておるといふところもあるんじゃないかと思ひますが、その点今度ここにこの十四條の三としてはつきりこういうふうに織込ま

なければならなかつた理由です、これを伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐藤一郎君) 最初の問題は繰越明許を認めます場合に、従来のことであります、個々の項目の所にこの経費は繰越明許ができるんだというふうな説明に書いておつた、併しそれよりも一括しまして、予算の執行上こういう経費があるときにまとめて出しますほうがわかりいいかと思ひまして、これは考え方でございませう。技術的な見地からそうやりました。これは昔の予算においてとつておつた制度でございませう、それが便宜であるというところで復活しただけでございませう。

それからこの詰めました点は、御承知のように繰越明許は従来一番最初に当初予算を議決願ひますときに同時にとるわけでありまして、ところが實際に予算の執行につきまして、各省としてはなか／＼この会計年度の制限というものがあつたために執行が非常に困難を感じることもあつたわけでありまして。北海道のような非常に工事のシーズン短く、それ／＼の理由で以てできるだけ繰越というものを案にしたいという要望は各省から非常に強いのであります。大蔵省としましては、一思いにアメリカのように大蔵省の承認もなしに今年認めた予算は来年度、再来年度まで使えるというように制度はどうかというやうな考えも一部にはあるくらいですが、併しそれでは行き過ぎであるというので従来の制限はつづつと続けるという態度で来てはおります。ただ年度の途中ではやはり多少の繰越の明許はもらえなかつたけれども、併しどうも十一月、十二月と

こう押し詰つて参ると、とても三月の会計年度の終りまでにはでき上りそうもないというやうなことが途中でわかりました場合には、言わば繰越明許だけの追加を、一つ当初は行わなかつたけれども、追加をして頂くという途を開くということが、これは国会の議決に基づくことでもありますし、又執行官庁の便宜にもなることでもありますからして、弊害もないというので、即ち繰越明許の追加という制度を作つたわけでありませう。

○木村義八郎君 この「性質上」というのはどういふんですか。「歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き」という場合の「性質上」というのはどういふんですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 読んでお感じになつた通りでいだらうと思ひますが、ありますが、どうしても繰越しをするやうな場合が予想されるやうなそれは経費である、こういう意味であります。

○木村義八郎君 今度二十七年予算に、こういうふうな今度一々繰越明許を書いてやつたんですが、今度繰越明許の対象になる予算がやはりあると思ひますが、それは相当従来より拡張されておる、こう見ていいんですか、今度の予算の中に具体的に金額……。

○政府委員(佐藤一郎君) 例の分担金でありますとか、そういう関係の経費が大幅に入つておりますからして、繰額においては従来よりも非常に殖えてゐる、こう考えております。

○木村義八郎君 実はそういうものを殖やすためにこういう拡張の解釈をしたんではないですか、それと違ふんですか、僕たちは逆に解釈している。

○政府委員(佐藤一郎君) そうではございせん。それは今申上げましたように、それは最初の、当初の今の予算にお出しして明許を取るのではありませんから、この改正がなくても従来の制度でもやれるわけです。

○木村義八郎君 それから二十六年度予算で本年度に繰越すやつが、平和回復費百億、あれは繰越明許とはつきり明許されておつたんですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 入っております。

○木村義八郎君 二十六年度のときにそうなつていますね。

○政府委員(佐藤一郎君) 二十六年度に入っております。

○菊川孝夫君 今度は会計法をちよつとお聞きしますが、これは簡単なんです、会計法の第四條に各省各庁の長は事務を委任することができ、こういうことになつておるんですが、一体各省の長とそれからその職員との関係というのを考えましたときに、この委任というのはその省の職員に委任するということ表現ならわかるんですが、自分の所の職員に対して委任というのはこれはおかしいのではないか。これは単に担任せしめることができる、こういうふうな表現すべきではないか。表現の問題だと思ふのですが、これはちよつとおかしいと思う。これが第一点。

それからこれと同じような文字の使い方としまして盛んに……今度会計法の改正までは官吏という言葉を使つておつたやつを、この際公務員法ができてから官吏がなくなつて公務員、職員ということになつて、みんなこの名前をこの際に変えるんですが、この変える際に官という字は大体が使うのはおかしいと思う、この支出担当官とか、こういう官を残しているんですが、これはやはり官吏のあつたときの官だと思ひますが、字の使い方細かいことを言うようですが、この際やはりすつきりさして担当職員なら支出担当職員と、こういうふうにするべきであつて、依然として官という字を変えないというその理由を一つお伺いしたいと思ひますが、その二つを……

○政府委員(佐藤一郎君) 委任制度につきましては、おつしやいますようにいろいろの考え方が立つと思ひます。ただ我が会計法の根本的な考え方は、実は大蔵省の経費でございまして大蔵大臣が大体支出官になるべきものであると、自分が小切手にはんこを押すべきであるという建前をとつておるんでございまして、併しながら實際問題として、大臣みずからはんこを押すわけには参りません。そこで大臣がみずからやる仕事を代つて委任する、こういうまあ考え方をとつておるわけでありまして、これは勿論考え方の差でございまして、そういう考え方を改めて、もう今どき誰か大臣が直接やるようなことはないんだから、最初から担当という言葉に改めるということも一つの考えでございまして、昔でございまして鉄道特別会計では、たしか鉄道大臣だけが支出官になつておつたというやうな異例の場合もあつたわけですが、それであつたのはたゞ非常な会計法のみならず、各種の法令にこれを前提とした規定がございまして、検討はいたしておるのであります、これを改正するとなりますと、手数としては大変なので、十分準備して、そうしてやりた

い、こういうふうな考へておるんです。今私たちとしてもこれは議論しております。

それから文字の点でございしますが、これも同様でございしますが、官という字は印象としても余りよくないという考へもございしますが、これ又到處に出ておるのでございまして、できるだけ会計法、財政法を少しづつではございしますが、文字その他についても機会あるごとに少しづつは改めて行くつもりでございまして。今おつしやつた点も十分近い将来考へたいと思つております。

○菊川孝夫君 私が申上げるのは、戦前法制局長官というのがある、法制局長が頭張つておる時には、てにをは一字についても呼びつけられて我々やつつけられて、あの當時にかく日本の法律というものは文章の書き方が整理されておつた。戦後の法律たるや、てにをはの使い方やなんかでためらふて、ましてや官というのがなくなつても官という字を今日まで置いておく、というのは徐々には改めるべきである、法律の權威上から言つて……従つてこの際にはもう官というやうな、徴収官とか何とかいうことは国民に與える印象も考へまして、私は用語は、こんな用語みたいなものはどうでもいいのだという考へ方は、自然いわれるの面に陥る。濫用から不正事件というふうな発展して行くのである。従つてその根本になる会計法の改正の際には十分やるべきである。この際こそはいい機会じゃないか、この機会を逃しておるところに我々としては極めて不満であるということだけを申上げて、速かにこの機会に統一して、昔のよう

にもう落着いて来たのであるから、昔の法制局健在當時よく僕ら使走りで、本當に使走りでつたのだが、もういぢめられたものですが、今から考へて見ると確かに權威があつたと思ふので。今日の法律の權威をその當時から比べますと……何も私はその當時の字句を使えというのじゃありませんが、今のこういう文章の使い方、平仮名で表わすのであつたらば、やはり模範となるやうな文章でなければならぬ。こういう意味からいつてちよつと不満足だと思ふのです。これは意見として申上げておきます。

次に会計法の十三條の三で「予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該各省各庁所屬の職員に、その所掌に係る支出負担行為の全部又は一部について認証を行はしめることができる。」という一つの條項を設けてあるのですが、これはどこかの省からこういうものを設けたいという要求があつてこれを設けておるものか、まあこういうこともあるだろうという、漠然として必要も起るかも知れないからやつておられるのか、こんなことなら今までの認証制度そのものについて、もう無用の長物だという意見を相當あなたがたの御答弁でお聞きしたわけですが、従つて必要を認めてこれをやろうつたつてこれはどうも私は單なる形式が言ひ逃れのために設けるといふことになるだろうと思ひます。それよりもほかの方法を考へるほうがいいだろう。一切これを廃止してしまつたほうがいいと思ひますが、どこからこれを残しておいてくれという要望があつたのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 電通省、そ

れから特別調達庁のような所は、そういうものはやはり設けておいて欲しいという希望が相當強いのであります。

○菊川孝夫君 わかりました。

○油井賢太郎君 二、三伺ひたいのですが、今度のこの改正で以て認証済みの事業だけは繰越が許されることになると思ふのですけれども、事故の繰越ということはどういうことになるのですか。例えば初めから認証されてい

ないもの、いわゆるいろ／＼の天候の関係とか何かで以て事業が遅れたといった場合の事故繰越、それに対しては何か今度の改正で適當な方法が考慮されることになつておるのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは認証と申されましたのは明許の意味だと思つてお答えいたしますが、財政法の四十二條に従来から事故繰越の制度はございまして、只今油井さんのおつしやいましたやうな場合は、大蔵大臣の承認を得て繰越することが認められております。

○油井賢太郎君 もう一点伺ひたいのは、公共事業等のような場合は、これはいろ／＼内容は多岐に亘ると思ひますが、一括して公共事業なら公共事業全部統括として認められるかどうか。その点どういうふうな方法を以てされるつもりですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは勿論公共事業費總体について考へるといふやうなことはいたしません。個々の事項につきまして進めて行く、こういう考へ方でありまして。

○木村義八郎君 ちよつと予備費について伺ひたいのですが、この予備費というものは憲法に規定してあります、予測したい支出に充てるために

予備費を設けることができるといううことになつておるのですが、この予備費の性格はどういうのでしょうか。予備費としてきめたときに、これは支出を承認したのではないと、こういうふうな解釈してよろしいのですか。或る一定の金額を予備費として国会が承認したときに、その金額というものを予備費として承認したので、これを使つてよいと、こういう承認を與えたのではないと、こういう解釈があるのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 御承知のようには予備費は、これを出しますときには必ず閣議決定をいたしまして、そのうして出しておるわけでありまして、政府が真に止むを得ない場合に、普通の予算から出すことができないと、而も非常に緊急であつて国会の議決を経るいとまがないというやうな場合には、当然これが支出し得るというために認められておる経費であります。

○木村義八郎君 その予備費がたいというか、予見したいという場合です、今度の安全保障費とか何とかいうのは、あれはまだ行政協定というものがはつきりして来なければわからないわけなんですよ、そういうものに一応充てておると、ですからあいう費用はやはり予備費的なものとみなすことができるのではないですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これはまあ予算の編成を實際問題としてどうするかという問題になるかと思つておるは詳しくは存じませんが、併し大体この程度の金額が防衛分損金として出るだらう、その個々の内容は例えれば行政協定等によつて非常に具体的に

取極になるにしても、大体の目的というものがわかつておるといふ場合には、まあ政府といたしましては、それを予備費に突込むというのには不親切である、むしろ大体こういうやうなものに充てるといふことをより明らかにすることが適當なところというふうな私に考へております。これはまあ考へ方だつたと思ひます。見返資金等におきまして、從來経済安定費というものがございまして、これなんかも向うの最高司令官の承認が一々必要であるというやうな事態もあつて、非常に細かく分けることができないというので、相当範囲の内容のものを一本にしておるといふ例もあるわけでありまして。

○小林政夫君 これはもう今度の改正案とは関係ないのでありますが、ついでに會計法の関係でお尋ねいたしますが、第四十六條の大蔵大臣の予算執行監督ですね、これと會計検査院の検査とはどういふふうな違いがあるわけでございますか。

○政府委員(佐藤一郎君) 會計検査院の検査は、行政府と独立した立場にあるところの行政官庁が行政府の予算の使ひ方について検査し得るやうな制度を憲法上認められておるわけでありまして、併しなから、それ以前に政府自身が自分の経費の使ひ方について、いわば自衛と申しますか、自己検査をするという制度は、勿論政府としても望ましいわけでありまして、大蔵大臣がこれをやると、こういう規定でございます。

○小林政夫君 まあ建前はさうだといふことはわかつておりますが、實際的な運用の面におきまして、どういふふうによつておられますか。

○政府委員(佐藤一郎君) この四十六條の監査は確かに非常にむづかしいのです。大蔵省としてもどういふふうな運営の仕方をして行くか、相当各省から文句を受けておるといふこともございまして、それで私たちがやはり大蔵大臣の見地から一番必要なことは、余り細かいこと、いわゆる法規違反を摘発するといふやうなところよりも、むしろ大蔵大臣が予算の編成の責任者であるといふことから、来年度の予算を組む際にこういう馬鹿らしい予算は組まんほうがよいと、實際或る地方に歴大な公共事業費を認めただけども、その執行を見ると少しも熱意もないし、又具体的に調査して見て、それはもう將來この方面に余り出す必要はないといふやうなこともございまして、むしろ將來の予算編成といふものの参考資料になるというものを集めれば、會計検査院のいわゆる法規違反を摘発するといふ見地も又違つた意味が出て来るのじやないかという意味で現在運営の方針を検討しております。

○菊川孝夫君 今の四十六條の検査についてですが、あれは実は共済組合なんかの検査は非常に精密におやりになつておるやうであります、これはどこへ参りますか、年に四回くらい見えて、共済組合の経営の食堂から給付の点についても細かくやつて、非常に監査は多過ぎるというくらいやつておる。ところが大事な今あなたの言われたやうな公共事業費だとか、契約だとか、そういう面については逃しておる。従つて鰻魚は捕えるけれども、いわゆる大魚は逃しておるといふやうな監査方法をおやりになつておる。この

共済組合の監査もやはりこの四十六條に基いておやりになつておるのですか、これは又別の共済組合法に基いてやつておるのか、この点について伺いたい。

○政府委員(佐藤一郎君) それはこの四十六條に基いた監査ではございませぬ。共済組合法自体として監査の規定が別にございまして、そのために會計法のこの規定とちよつとやり方が違つておるわけでありまして。なお共済組合につきましては、現在相当濫費と申しますか、濫費と申しますか、そういうことがございまして、そういう見地から共済組合の担当官庁は相當厳しくやつておられると思ひます。

○小林政夫君 次に附則にある會計制度調査会ですね、これは現在あるものでしょうが、どういふことを具体的にやつておられますか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは現在民間のかたもおられまして、今私のほうで根本的な制度、例えば先ほどちよつと話が出ました国庫制度の問題でありますとか、或いは現在非常に問題になつております隨意契約と一般競争入札制度、この制度の契約のやり方とか、或いは金銭の會計については非常にやかましく言つておるが、物品の會計のほうは少し疎かになつておると、これをどうするかというやうな問題がたくさんございまして。ただ會計制度の問題は、一ぺんきめましたら或る程度相当長期間に亘つて基本的な制度になる關係もありまして、やはり私たちが個人的に考えてすぐ立案するといふやうなことはできるだけ避けて、一般の意見を聞いてやつて行きたいと、こういうので今申上げましたやうな意見

も徴しております。

○小林政夫君 企業會計ですね、国の事業、例えばアルコール事業とか、或いは公社の事業とか、電通の事業……、大体予算等の参考書類を見ると、国鉄なんかはかなり整備されておるやうですが、アルコール事業なんというものは依然として大規模的な經理でやつて、一つの事業体の經理としては甚だしく不適当であるのです。そういう点について、この會計制度調査会等においてどうやつたらよいかといふやうな諮問といふか、審議をされておりますか。

○政府委員(佐藤一郎君) 申し残しましたが、その点についても只今検討しております。これはまあ企業會計は個々のそれ、具体的に非常に又違つて参つております。それで私のほうとしては、公社或いは公社以外の我々の政府機關と呼ばれております公庫、從來の公庫、それから各種の特別會計、この特別會計に電氣通信事業、郵政事業のやうな非常に内容の多くて事業的なもの、或いは名前は何でありませんが、ただ政府的な性質を持つたものとかいふやうなわけでありまして。それでそれらを一貫したものを作るほうに適當かどうか、個々別々なものにやるといふほうがいか、そういう点、それから今おつしやいましたいわゆる帳簿につきましてもう少し近代化する必要がある。ただこれにつきましては非常にむづかしい点は、御承知のやうに一般會計と繰入れ等の關係もございまして、純粹につまり契約中心のものに切替へて行くといふことが、国会のいわゆる予算の枠といふ具体的な金銭の収入支出の枠であるところの予算

の制度というものとどう結び付けたらいいかという点で、非常にむずかしい点もございいます。現在そういうような点を検討しております。

○木村八郎君 簡単に一つ伺いたい。さつきの予備費の問題ですが、どうもまだわからぬところがありますので、もう一度伺いたいです。予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、こういうことになつておるのです。例へば警察予備費五百四十億と計上してありますね、ところがこの五百四十億より更に幾ら増えるかわからないのです。而もその予備として安全保障諸費というものが作つてある。そういう限りに於いては警察予備費に對して予備費的なもの、こういうふうな解釈できないですか。五百四十億より幾ら増えるかわからないのです、それから防衛分損金も行政協定如何によつて幾ら増えるかわからないのです、予見しがたいのです。そういうものに充てるために安全保障諸費というものがある、そうしたらこの「予見し難い予算の不足」という解釈から言つと、その安全保障諸費というのは予備費的なものになるのじやないですか。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと私もその内容は私として御説明までできかねるわけなんです、予算審議の際一つお願いしたいと思ひます。

○木村八郎君 はあそうですか。
○小林政夫君 さつきの会計制度調査会の創設以来どういふことをやつたかという何か報告書というのか、事業報告、そういうものはないので、
○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと今すぐ手許にございいますかどうかあれで

すが、まとめることはできませんからして、お入用でしたら私のほうで作つて差上げます。

○木村八郎君 ちよつともう一つ、予備費としての法制的な解釈ですね。もう一点だけはつきりしておきたいのですが、これは予備費というものは普通の歳出と違ふ。普通の歳出でははつきり目的がきまつておる、決算のとき……従つてこの予備費というものは計上しておいて支出する場合、これは国会があらじめこつたもの、これを支出してよろしいときめく以上はこれに支出できない、こういうふうに見えていいですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 国会があらじめ議決をするということができないので、総体としての予備費というものを認められておるわけです。

○木村八郎君 予備費というのはただ金額としてこれを認めておるだけじやないですか、金額として……

○政府委員(佐藤一郎君) 木村さんのおつしやつておることはちよつとよくわからない点もございいますが、金額としてという意味でございしますが、勿論それは政府が必要の場合にはそこから支出して、他の項目にそれを移して支出できる。又予期しないことが起りましたならば、そのために支出することができ、こういう性質のものであります。

○菊川孝夫君 先ほどお尋ねしました十三條の三の電通と特調から希望があるということ、私もちよつとあなたの御説明中に言葉を挟んだんですが、電通では申訳がないと新聞に出ておるが、特調も従来から一番問題になつておる、従つてそういうほかの所も海上保

安庁とかがございいます。さてその電通のごとき事故を起したので申訳がないから一つ何とかやつて行こうということ、この電通の意義があるだろうと思ふ。特に電通のごときは今もう局長以下がずる／＼といふる式に準つて、これではいかんからせめて認証制度を残してもらいたいというところから認証制度を新たにここで答弁されたように、まあ不要でむしろ空文に過ぎなかつたものを、せめてこれを活用してでも国民にこの申訳ない不始末を一つ今後起さんようにして行きたいというふうに電通は反省して、懺悔してこの要請をしたのじやないかと思ふのですが、そのいきさつがわからんので、なぜ電通省は希望したのか、私の考えで行くと、今のこの新聞記事から言つと、電通だけはその記事は当らないのだというふうに考えるのですが、そうするともう一ぺんそれだけこの認証についてもう少し考え直さなければならぬ、そういうふうにも考えます。

○政府委員(佐藤一郎君) それは認証制度の是非につきましては、菊川さんからたび／＼お話がありましたように、両方の考え方があろうと思ひます。ただ一つにはこういう制度は運営にかかつて来ると思ふのであります。それから官庁の組織でございしますが、一番左の端に例へば外務省、或いは法務府というようないわば人件費とか極めて些細な事務費というようなものでなつておる官庁から、それから一番右のほうで同じ一般会計でありまして農林省でありますとか、運輸省でありますとか、非常に事業の内容が複雑で事業費も膨大なもの、同じ官庁にもそういう

ふうにあるわけでありまして、それで私もしましては、現在の会計制度は各省の大臣にその予算の執行の責任を負つて、これは勿論内閣制度の立前から言つても当然だろうと思ふのであります。でもまあどういふふうにしたならば一番事故を防ぐことができるかという点につきましては、これは各省大臣がその責任を背負わされておるからして、各省大臣の認識によつてやるべきである。それで認証制度につきましては大部分の官庁が従前に手続を煩瑣にしておるだけであつて、比較的效果が望まれない。或いは仮に外務省を例にとつてこの認証制度をやつた場合を考えましても、一々支出官のほかに認証官を置くというふうにするれば人員的にも或る程度のスタッフを要するわけでありまして、非常に田舎の小さい出先官庁から中央の官庁までいろいろあるわけですね。それらについて人間の関係、或いは手続のたゞ形式的に流れやすいというようないふ点があれば別に置かなくてはならぬ。併し従来の経験等によつて比較的手続の煩瑣という弊害を感じないで、むしろ効果において挙つておるという認識を持つておる省においてこれをやることを大蔵省はとめる必要はちよつともない。むしろ菊川さんがおつしやつておるような立場で言へば、各省でできるだけそういう点で以て事故の起らないように、こういう希望を持つておる立場にあるわけでありまして、勿論私には認証制度のその一面のいい点を見逃してはおらないつもりであります。ただ従来の例に徴しますと、従前に手続が煩瑣でいけば官判になり勝ちなものである、これはまあ本當にそういう情勢にこだわらず、形

式に流れないで運営できるという實際上の情勢が来れば、これは又一つの考え方だと思つておられます。今は非常にそれが各省の例を見ましても形式的に流れている。それからこれは責任の所在という点から見ますと、このチェック・システムというものは必ずしも適当でない、認証官が本當の最終の責任を負うのか、認証をしたところの契約担当官が責任を負うのか、そこいらの辺がなか／＼むずかしいのであります。逆に言えば認証の判さへつてしまえば自分はもう契約をやつてもいゝ責任は逃がれるというふうなまあいゝ安易な気持ちになることもあるわけでありまして、そこで私のほうで予算の執行職員等の責任に関する法律というものを二十四年ですか、二十五年ですかにお出ししました。これは従来はなかつた制度でございしますが、結局その法律によりまして会計管理の責任というものを追及する手段をはつきりさせたわけでございます。そうなるにこれに関連して参りまして、むしろそういう点を確立して行く、そのほか他にも従来は小切手の管理についての明確を欠いておりましたが、小切手の紛失、その他不正な事故がしばしば出ましたからそういう点についての規定を整備いたしました。或いは又進駐軍関係、或いは公共事業費の支払等について不正な事故を防止するために銀行にこれを取扱わせる制度を講ずる等の制度をいろいろと整備して行く。それでこの形式的なチェック・システムに頼るというのをやめて行く、こういうふうな考え方をしておりますが、各省大臣が認めた場合には置いてよいというようにしたわけでありまして、

機關關係の四命令につきましては、閉鎖機關の特殊整理の現況に鑑みまして、閉鎖機關の指定前にした行為を閉鎖機關整理委員会が取り消し得る制度は、もはや不要でありますので、これを廃止いたしますと共に、このほか平和條約の効力発生に伴つて、強権的な規定その他不要な規定を整理し、併せて閉鎖機關整理委員会の解散に関する規定を整備することとしたしております。

第三に、「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令」につきましても、占領終結に伴い必要な規定の整理を行うこととしたしております。

第三に、「国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令」につきましては、国外居住の外国人に対する債務の弁済のためにする供託の特例は、在外会社の債務を除き、平和條約の効力発生後に生ずる債務に関してはこれを認めないこととする等規定の整備を行うのはか駐日使節團を通じて行う供託物の還付請求に関する規定その他不要となる規定を削除することとしたしております。

第四に、以上の六件のほか、「特別調達資金設置令」等十三件につきましては、今後とも存置する必要があるとの効力を持たせることとしたしております。このうち、「明治三十九年法律第二十四号官國幣社等経費に関する法律廃止等の件」等八件は、いずれも他の法令の廃止又は一部改正を内容とするものであります。罰則その他の経過規定につき、なお当分の間存続させておく必要があるものとあります。

第五に、廃止しようとする命令でありますが、このうち大部分のものは、「日本カタン糸株式会社」の再設立に関する政令」のように、元来一回限りの又は極めて極限された事柄を対象としているもので、その目的の達成、関係事務の終了等によつてすでに実質的意義を失つておりますので、この際、明確に廃止の措置を講じようとするものであり、一、会社の証券保有制限等に関する勅令」は一件の経済民主化を目的としたものにつきましては、おおむねその所期の目的を達成したものと認められますので、同様廃止の措置を講ずることとしたのであります。

又「臨時軍事費特別会計の終結に関する件」につきましては、若干関係事務の終了してない点もありますが、この際これを廃止いたし、所要の経過規定を設けて今後の処理を行うこととしたのであります。

次に国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

国民金融公庫は昭和二十四年の六月発足して以来、国民大衆の資金需要に応ずるため、五回に及び増資を行い、昨年十二月末までに、普通貸付約百二十一億円の貸付を行なつて、一般の金融機関から融資を受けることが困難な国民大衆の生活の再建と経済の復興とに資して参つたのであります。昭和二十七年におきましては、公庫に対する資金需要は依然相当の額に上ることが予想され、この種資金の円滑な流通を図ることは極めて緊要であると存ぜられますので、明年度予算におきまして、公庫に対する出資金として三十億圓を計上したのであります。

これに伴い公庫の現在の資本金七十億圓を百億圓に変更するためこの法律案を提出いたしました次第であります。なお明年度におきましては、この増資額三十億圓の外に資金運用部からの借入金二十億圓、及び従来の貸付金の回収金を加えて、少くとも約百十六億圓の新規の貸付資金が確保されることとなつてゐるのであります。

次に開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に充てる法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

開拓者資金融通法による農地の開拓者に対する資金の貸付に関する歳入歳出につきましては、開拓者資金融通特別会計を設けてこれを経理いたしておりましたが、同特別会計法におきましては、この開拓者に対する貸付金の財源は、同会計の負担において発行する公債又は借入金によつて調達することとなつております。併しながら、このような公債又は借入金によりますことは、健全財政の見地から妥当ではないものと考えられますので、昭和二十四年度以降におきましては、引き続き一般会計からの繰入金を以てその財源に充てて参つたのであります。

昭和二十七年におきましては、十五億三千二百二十一萬圓の開拓者資金の貸付を予定いたしておりますので、これに相当する金額を一般会計からこの会計に繰り入れまして、貸付金の財源に充てることとしたため、この法律案を提出いたしました次第であります。この金額は明年度予算に計上されてゐるのであります。

なお、この繰入金は、将来、貸付金

がこの会計へ償還されました際に、その繰入額に相当する金額に達するまで、予算の定めるところにより、この会計から一般会計へ繰戻すこととしたのであります。

以上が、この三つの法律案の提出の理由であります。何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(平沼彌太郎君) この三案につきましては、時間の都合上本日は提案理由の説明を聴取するだけにいたしておきます。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に請願及び陳情に関する小委員の設置についてお諮りいたします。

本委員会におきましては、従来毎国会開議、陳情の審査を便ならしめるため小委員を設けて審査いたして参りましたが、本国会におきましてこの小委員を設けて審査の迅速を期したいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと思はれます。よつて請願及び陳情に関する小委員を設置することに決定いたしました。

次にこの小委員の数並びに小委員の選定及び小委員長の選任方法についてであります。いずれも従前の例によりまして、小委員の数は六名とし、委員長において小委員及び小委員長を指名することに御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと思はれます。それでは小委員の名前に申し上げます。岡崎君、小林君、菊川君、大野君、菊田君、森君の六名のかたに御願ひいたします。それから小委員長に菊川君を御指名申し上げます。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に先般院議を以て金融、租税等の審査のため中地方並びに四国地方に派遣せられた議員のかたへの報告を聴取いたしますことといたします。

○小林政夫君 大分大蔵委員会忙しいですから、文書によつて報告して結果を速記録に載せてもらうことにしたらどうですか。

○委員長(平沼彌太郎君) それでよろしいでございますか。ちよつと速記をとめて。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め下さい。只今の点につきましては、文書で提出して頂いて速記録に載せるということにいたして差支えございませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) ではさよう決定いたします。

○木村福八郎君 提案があるのです。それはちよつと皆さんにお諮りしたいのですが、昨日の読売新聞に出ておつたのですが、慈善団体に利益金を寄附するという名目で、外国から免税で物を輸入しまして、それで利益を挙げ、その利益を慈善団体に寄附しない、これを私してしまつてゐる事件ですね、特に硫黄島に行つた和智大佐が関係してゐる白蓮社という社ですね。あそこそつち問題を引き起しているのです。それで何もそれだけを対象にするのじやないのですか、慈善団体に寄附すると称して物を無税で輸入し

て、これで私腹を肥やしてゐるという例が相当あるのじやないかと思ふのです。バナナとかそれから中古衣類とか、相当あるらしいのです。この問題について一応大蔵省から意見を聞くと同時に、大蔵委員会でも調査ですか、まあ具体的には今一番問題になつてゐるのは白蓮社の問題です。殊に和智師が関係してゐる問題があるのですが、ああいうところを喚問してやはりこの問題を大蔵委員会で取上げたかどうか、こういうふうには思ふのですが、どうでございますか。

○委員長(平沼彌太郎君) 如何でしようか。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは理事會で一つ研究して頂きます。

○木村福八郎君 一つ理事會でお諮り頂きますようお願いいたします。

○委員長(平沼彌太郎君) あとで御報告申し上げます。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは本日の大蔵委員会はこれにて閉會いたします。

午後四時十九分散會

〔参照〕

議員派遣第一班調査報告書

大矢半次郎、菊川孝夫、油井賢太郎の三委員を以て編成された第一班(中国班)は、去る一月六日より十日間に亘り、広島、呉、山口、宇部、下関、萩、松江の七都市を視察し、主として財政、金融問題並びに目下統制審査中の「財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案」に関し、それら現地の実情を調査するほか、広島及び松江においては、公聴會を開き、各界の代表者と種々意見の交換を

行つた。

今回の視察全般を通じて特に強く感ぜられた事は、この地方、特に山陰地方の持つ「経済の後進性」であつた。即ち、本地方の産業の中心は依然として農林業、水産業等の原始産業部門によつて占められ一部地帯を除いては、殆んど見るべき近代工業が存在せず、従つて現地においては、機会ある毎に電源開発、近代工業の誘致促進の事が聞かれたのである。それ故、租税の問題においても、金融の問題に於てもすべからず「経済の後進性」ということが大きな影響を與えており、中央で決定する「画一的な施策」のために生ずる不合理性が至る処に見受けられた。一例を金利の面に挙げれば、中小企業が主たる対象であるが故に、いわゆるオーバー・ローンの現象も見られず、その反面、別に資本蓄積の面が活潑という訳でもなく、寧ろ低調な山陰地方においては、預金金利の問題についても極めてデリケートな幅しか持たれないため、郵便貯金の利子の引上げは直ちに農業協同組合等に多大の影響を及ぼすといった状況であり、又ヤミ金融の問題についても山陽地方において聴かれた取締強化の要望に反して「月一割、二割の高金利を支払つては商売は成立しないためヤミ金融のバツコはありえない」といつた他の地方では見られない状況であつて、この地方のもつ封建的、経済性を再認識せざるを得なかつた次第である。

一、租税問題

本件に関する調査で特に強く感じた点は、所得税に關しても法人税に關しても「税率が高い」から改正して貰いたいという要望が從來程熾烈なものではなく、国税に關する限り、租税体系は一応整備され、国民も現状では止むをえないとの感を抱いておる様に想像された事である。

従つて、公聴会等においても大部分が地方税関係のものであり、県民税の復活、住民税の地域的不均衡の是正、固定資産税の税率引下げ等種々の要望を受けたのであるがこれらに關する詳細の報告は別の機会に譲ることとし、ここでは国税に關連する部分のみを簡潔的に報告するに止める。

(一) 租税行政の問題としては、現行の国、県、市町村の三本立徴税機構を改め、税務庁の如き機構を設置し、一切の税の調査、賦課、徴收を一元化すると同時に、税の簡素化を図り、徴税面の経費節減と、納税者の繁雜とを防止する方法を講究されたい。

(二) 所得税の問題としては給與所得者に対する勤労控除を旧法通り二五%に改正されたい。

又青色申告制度の不備な点として十二月末現在の棚卸資産の評価を提出することになつておる現行制度は、利用者にと多大の支障を與えてゐる現状に鑑み評価の時期を延期する様現行税法を改正されたい。

(三) 法人税については、先般改正された税率の引上げについて若干の異論もあるが、将来超過利得税の設定によつて更に引上げすることは絶対に反対であり、又一率に四二%の課税を行うことは、中小法人にとつては不合理で、事業規模に応じた税率を段階的に配慮されたい。

たい。又同族会社でなくとも株の分布状況によつて、同族会社と見做されるものが比較的に多いため、積立金にまで課税され、この結果企業の健全化を阻害する場合が少なくない故、善処されたい。

(四) 相続税は国税中最も不備なまま残されているものの一であり、固定資産の評価等について流通性を無視した評価が行われてゐる実情にある故、この点の改正を考慮されたい。

(五) 酒税は、例年の且つ全国的な要望であるが、密造の横行は依然後を絶たず、この対策の一つとして、大衆酒である合成、清酒と焼酎の税率を三〇%乃至四〇%引下げ増石による密造酒の駆逐を図られたい。

(六) 物品税の問題としては、二重課税となるもの例へば葡萄酒、糖蜜に対する課税は廃止されたい。

右の他、納税組合に対し、補助金を増額し、その育成強化を図ること、変動所得の課税方法の簡素化、徴税事務の正確化等相当委細に亘つた問題について種々懇望があつた。

二、金融問題

前述の如く、この地方では民間資本蓄積の低位性及び産業活動の停滞性により、中小企業の構成比重が高く然も、地場銀行に強力なるものが少いため、現地の要望事項は殆んど中小企業金融に集中され、特に政府資金の動きに多大の関心が払われていた。

要望の論旨を要約すると、大体、政府並びに公共団体よりの資金導入と中小企業専門の金融機関の整備という二

点につきるが、その要望は極めて熾烈なものがあり、商工中金、国民金融公庫の資金源の拡充乃至機構の拡充、信用保証制度の強化等について速かなる具現化を懇望してゐた。

(一) 商工中金に資金運用部資金を導入するが、或いは商工債券の引受による方法を促進する措置を講ぜられたい。

(二) 国民金融公庫としては、職員、旅費の不足により活潑な業務活動が遂行出来ないため、この点について格別な配慮を願ひたい。

(三) 農協系団体において国庫金の取扱を認められたい。

(四) 中小企業信用保険法について損失補填率を九〇%迄引上げること。

(五) 保険金給付期間の短縮

(六) 取扱金融機関として国民金融公庫を加へること。

(七) 府県信用保証協会の保証に対する保険料率の引下げ並びに再保険金額の引上げ。

(八) 水産業の保証融資を保険対象の業種に加へることの諸点を速かに改正されたい。

(九) 信用保証協会の法制化と国家資金の裏付けによつて信用の基礎を強化すること。

右の外、無記名定期預金の実施、国民貯蓄組合貯金の非課税限度の引上げ等について意見開陳があつた。

三、国有財産関係問題

を受け灰燼に帰されたという特殊事情が存する為、県当局より旧軍用地二五万四千余坪（建物を含む）の払下の特別の配慮を願ひたいとの希望があつた。

又呉市においても台帳価格で約一三億にのぼる巨額な国有財産をもつており、この内訳は、賠償指定の機械器具、船舶等約二億六千万円を除き、三億六千万円は日本政府に返還済であり、残余の六億七千万円が進駐軍に接収されてゐる現状であり、これら賠償施設の返還及び転活用を図るため総司令部の認可を受けて現在播磨造船所、尼崎製鉄、日亜製鋼、N・B・C、川南工業、東洋バルブ等が操業中であり、この他申請中のものも相当数にのぼつてゐる。

次に国有財産の処理状況は、累年増加の一途を辿り、昭和二十四年度一億二千余万円、二十五年二億八千余万円、本年度は十二月末で目標額四億一千余万円に対し収入済額は四億七千万円に達し、国家財政に多大の寄與をなしてゐる。

なお、参考迄に「旧軍港市転換法」の施行状況をみると現在までに三千六百三十万余円の国有財産が無償で呉市に譲與され、学校、公園、運動場に転活用されてゐるが目下申請中の水道を加へると四乃至五億円の巨額にのぼり、本法は、有効適切に運用されて呉市の発展に極めて有意義な寄與をなしてゐるものと思はれた。

四、財政法等の改正問題

本件については、広島及び下ノ関において現地関係当局の意見を聴取したが、現地出先機関としては財務局内部における認定制度の存在に關する若干の異論を除いて全面的に賛意を表して

農工事業を以て、本年度まで四億四

として金融、租税、専売等の意見を聴取し、関係事項について調査を行つ

があつた。

国税に関する限りは大した要望事項

より速かに適切な金融措置を講じ又一

方には国税、地方税等において特別な減税を行つて、国内産の増産を計れるようにして賃い度いと、の要望があつた。

次に煙草についてであるが、四国における葉煙草の生産量は全国生産量の二一%を占めており、又煙草の質から見て、黄色種という良質の改良種は全国での栽培では平均して約半数に過ぎないのであるが四国においては氣候等の関係で、生産量の約八〇%が良質の黄色種であり、量及び質から見て塩程ではないにしても煙草が農産物の重要な地位を占めてゐる事は否めない。而して、煙草の生産には比較的多くの肥料が要せられ、又その質が肥料により左右されることが大であるので、肥料購入資金について特別な配慮をして貰いたいとか、又煙草の收納代金は比較的金額が多い割合に取締が厳なため、脱税等の恐れが少しもないのであるから、煙草を耕作する農業者に対する課税については、この点を充分に考へて善処されたい等の要望があつた。

以上極めて簡単にではあるが概要を報告する次第である。

二月二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように

改正する。
第五條第一項中「七十億円」を「百億円」に改める。

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

二月二日本委員会に左の事件を付託された。

一、満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組員に年金下附の請願（第二六五号）（第二六六号）（第三〇一号）（第三〇二号）（第三五二号）

一、宗教教化教材機具の物品税免除に関する請願（第二七三号）

一、石油関係の輸入税免除に関する請願（第二七四号）（第二七五号）（第二七六号）（第二七七号）

一、福島県浅川葉たばこ收納所復旧に関する請願（第三二五号）

一、石油関係の輸入税免除に関する請願（第三四五号）（第三七二号）

一、電気冷蔵庫の物品税軽減に関する請願（第三七七号）

一、在外公館等借入金支払促進に関する陳情（第一七一号）

一、国税改正に関する陳情（第一七二号）

一、株式配当所得等に対する源泉課税廃止の陳情（第一八八号）

第二六五号 昭和二十七年一月二十一日受理
満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組員に年金下附の請願
請願者 広島市皆実町三ノ九〇 七 丸田利夫外四名
紹介議員 山下義信君
旧陸軍共済組合の甲組員として加入

してゐたもので、終戦当時組合加入の多少にかかわらず満四十五歳以上の者は年金受給資格を有し、満四十五歳に満たない者は受給資格がないと定められたが、これは誠に不合理であるから、加入後満三十年以上を経過した旧陸軍共済組合の甲組員に対して受給資格を附與せられたいとの請願。

第二六六号 昭和二十七年一月二十一日受理
満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組員に年金下附の請願
請願者 埼玉県所沢市大沢久米 一、八二六 藤宮與助 外七名
紹介議員 片岡文重君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第三〇一号 昭和二十七年一月二十三日受理
満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組員に年金下附の請願
請願者 埼玉県所沢市大字久米 一、六二六 鈴木鼎三 外七名
紹介議員 菊川孝夫君 小宮山常吉君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第三〇二号 昭和二十七年一月二十三日受理
満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組員に年金下附の請願
請願者 広島市段原新町三三八 大西富義外四名
紹介議員 菊川孝夫君

この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第三五二号 昭和二十七年一月二十五日受理
満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組員に年金下附の請願
請願者 広島市皆実町三ノ九一 四 中川興平外四名
紹介議員 楠瀬常猪君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二七三号 昭和二十七年一月二十二日受理
宗教教化教材機具の物品税免除に関する請願
請願者 京都市下京区堀川通七 條淨土真宗本願寺派総長 條周存
紹介議員 梅原眞隆君
公民教育の重要な分野を担当する寺院および教会等は、その任務を遂行するために、託児所、保育所、日曜学校、青年会、婦人会その他各種の会合を設けて努力してゐるのであるが、これ等の教化教材機具を購入するに當つて、何等の特典が考慮されてゐないのは教育基本法の精神にもそわず、また宗教法人に対する免税の精神にも反するものであるから、宗教教化教材機具の物品税免除の措置を講ぜられたいとの請願。

第二七四号 昭和二十七年一月二十三日受理
石油関係の輸入税免除に関する請願
請願者 京都市中京区壬生天池 町一京都運輸倉庫株式 会社社長 尾崎悦三

第二七五号 昭和二十七年一月二十三日受理
石油関係の輸入税免除に関する請願
請願者 長崎市尾上町無番地長崎運送株式会社取締役社長 長島達吉外二名
紹介議員 秋山俊一郎君 藤野繁雄君
この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

第二七六号 昭和二十七年一月二十三日受理
石油関係の輸入税免除に関する請願
請願者 愛知県豊橋市花田町字東郷一二瀬美運輸株式 会社取締役社長 谷口重信
紹介議員 山内卓郎君
この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

第二七七号 昭和二十七年一月二十三日受理
石油関係の輸入税免除に関する請願
請願者 東京都中央区銀座東一

紹介議員 大野木秀次郎君 中川以良君
生産ならびに輸送の原動力である石油のコストを引き下げることは、わが国経済の急務であるが、国際情勢ならびに海外市況の影響を受ける原油価格およびタンカー運賃は上昇の一途にあり、その上本年度から石油輸入税が課せられることになると、消費者はもとより国家経済の自立をばむ結果となるから、原油ならびに石油製品全般の輸入税を免除せられたいとの請願。

紹介議員 大野木秀次郎君 中川以良君
生産ならびに輸送の原動力である石油のコストを引き下げることは、わが国経済の急務であるが、国際情勢ならびに海外市況の影響を受ける原油価格およびタンカー運賃は上昇の一途にあり、その上本年度から石油輸入税が課せられることになると、消費者はもとより国家経済の自立をばむ結果となるから、原油ならびに石油製品全般の輸入税を免除せられたいとの請願。

紹介議員 大野木秀次郎君 中川以良君
生産ならびに輸送の原動力である石油のコストを引き下げることは、わが国経済の急務であるが、国際情勢ならびに海外市況の影響を受ける原油価格およびタンカー運賃は上昇の一途にあり、その上本年度から石油輸入税が課せられることになると、消費者はもとより国家経済の自立をばむ結果となるから、原油ならびに石油製品全般の輸入税を免除せられたいとの請願。

紹介議員 大野木秀次郎君 中川以良君
生産ならびに輸送の原動力である石油のコストを引き下げることは、わが国経済の急務であるが、国際情勢ならびに海外市況の影響を受ける原油価格およびタンカー運賃は上昇の一途にあり、その上本年度から石油輸入税が課せられることになると、消費者はもとより国家経済の自立をばむ結果となるから、原油ならびに石油製品全般の輸入税を免除せられたいとの請願。

紹介議員 大野木秀次郎君 中川以良君
生産ならびに輸送の原動力である石油のコストを引き下げることは、わが国経済の急務であるが、国際情勢ならびに海外市況の影響を受ける原油価格およびタンカー運賃は上昇の一途にあり、その上本年度から石油輸入税が課せられることになると、消費者はもとより国家経済の自立をばむ結果となるから、原油ならびに石油製品全般の輸入税を免除せられたいとの請願。

紹介議員 大野木秀次郎君 中川以良君
生産ならびに輸送の原動力である石油のコストを引き下げることは、わが国経済の急務であるが、国際情勢ならびに海外市況の影響を受ける原油価格およびタンカー運賃は上昇の一途にあり、その上本年度から石油輸入税が課せられることになると、消費者はもとより国家経済の自立をばむ結果となるから、原油ならびに石油製品全般の輸入税を免除せられたいとの請願。

紹介議員 大野木秀次郎君 中川以良君
生産ならびに輸送の原動力である石油のコストを引き下げることは、わが国経済の急務であるが、国際情勢ならびに海外市況の影響を受ける原油価格およびタンカー運賃は上昇の一途にあり、その上本年度から石油輸入税が課せられることになると、消費者はもとより国家経済の自立をばむ結果となるから、原油ならびに石油製品全般の輸入税を免除せられたいとの請願。

紹介議員 大野木秀次郎君 中川以良君
生産ならびに輸送の原動力である石油のコストを引き下げることは、わが国経済の急務であるが、国際情勢ならびに海外市況の影響を受ける原油価格およびタンカー運賃は上昇の一途にあり、その上本年度から石油輸入税が課せられることになると、消費者はもとより国家経済の自立をばむ結果となるから、原油ならびに石油製品全般の輸入税を免除せられたいとの請願。

ノ二日本トラック協会
内 小野哲外一名
紹介議員 高木正夫君
この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

第三二五号 昭和二十七年一月二十四日受理
福島県浅川葉たばこ收納所復旧に関する請願

請願者 福島県石川郡浅川町議會議長 上野政行外四名

紹介議員 木村守江君
福島県浅川地方の二十六年産葉は、石川葉たばこ收納所焼失のため仮收納のやむなき破目に陥り、耕作者をはじめ地方民の失望落胆は実に深刻なものである。本地方は松川葉の適地として五十年の年月と、苦心努力によつて今日の盛大を築いたもので、このまま推移することは耕作意欲の低下はもたらさず、地方の盛衰にかかわる重大問題であるから、これが復旧に關しては地元としてできる限りの協力を惜しむものでないことを考慮の上、すみやかに本收納所の復旧を実現せられたいとの請願。

第三四五号 昭和二十七年一月二十四日受理
石油関係の輸入税免除に関する請願

請願者 愛知県東加茂郡足助町大字足助字堤平三九ノ四足助貨物株式会社取締役社長 宇井武夫
紹介議員 成瀬掃治君
この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

第三三七号 昭和二十七年一月二十

五日受理
石油関係の輸入税免除に関する請願
(一通)
請願者 滋賀県大津市樹屋町一
滋賀貨物運輸株式会社
取締役社長 伊庭栄治
紹介議員 小野哲君
この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

第三三七号 昭和二十七年一月十六日受理
電気冷蔵庫の物品税軽減に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西八ノ九ノ九日本冷凍機製造協会員 長井卓夫外三名
紹介議員 田中一君
電気冷蔵庫は、食品営業に不可欠の業務施設で、国は食品取扱業者に対してその設備を強制しているにもかかわらず、これに対して三割の高率物品税を課しているため、同施設の普及完備をいじめるはばんでいるから、業務用として使用する四分の一馬力以上の電気冷蔵庫を免除とせられたいとの請願。

第一七二号 昭和二十七年一月十四日受理
在外公館等借入金支払促進に関する陳情

陳情者 佐賀市松原町九六佐賀県公館貸付金返還促進委員会 坂井貞一外五名
在外公館等借入金は、終戦直後現地の公館が、在外同胞の手持金を借上げ終戦事務、在外同胞の引揚等に支弁したものであつて、公債とか貯蓄と同一視すべきものではないから、国家の重要な債務であることを認め、法定レートによりすみやかに返済せられたいとの陳情。

第一七八号 昭和二十七年一月十五日受理
株式配当所得等に対する源泉課税廃止の陳情

陳情者 東京都中央区日本橋兜町一ノ六日本証券業協会連合会内 遠山元一
株式配当所得に対する源泉課税は、証券民主化をはばみ、とくに低額所得者に対しての影響は極めて大きいから、国民大衆の預貯金ならびに証券投資による積極的資本蓄積を図るため、同課税を撤廃せられたいとの陳情。

二月四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

第一七二号 昭和二十七年一月十四日受理
国税改正に関する陳情

陳情者 東京都千代田区丸ノ内三ノ一四日本商工会議所会頭 藤山愛一郎
現行国税体系は、昭和二十五年のシャウプ税制改正に基いて設定されたものであるが、実施後の状況に徴し相当改正を要する点がみとめられる外、さらに講和條約発効後の経済自立達成を促進するため、これが大幅の改正を図られたいとの陳情。

第一七八号 昭和二十七年一月十五日受理
株式配当所得等に対する源泉課税廃止の陳情

陳情者 東京都中央区日本橋兜町一ノ六日本証券業協会連合会内 遠山元一
株式配当所得に対する源泉課税は、証券民主化をはばみ、とくに低額所得者に対しての影響は極めて大きいから、国民大衆の預貯金ならびに証券投資による積極的資本蓄積を図るため、同課税を撤廃せられたいとの陳情。

二月四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

昭和二十七年二月十六日印刷

昭和二十七年二月十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁